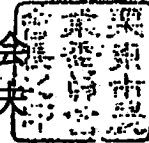




平成29年11月13日

栗東市議会議長 小竹 庸介 様
要望書第 18 号
持参

栗東市農業委員会
会長 武村 秀夫



平成30年度に向けて栗東市農業施策に関する要望書

日頃より、当農業委員会活動に対し、多大なるご理解並びにご支援をいただき感謝を申し上げます。

さて本日、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業委員会の使命である「農地等の利用の最適化の推進」がより効率的かつ効果的に実施できるよう、「平成30年度 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を栗東市長に提出し、本市の平成30年度に向けた予算の編成にあたり、「やる気ある担い手」が、夢と希望を持って農業経営に取り組めるよう、本市行政への意見の反映を求めました。

つきましては、貴市議会におかれましても、この意見書の内容をご理解いただき、これらの意見が、本市行政に反映されますよう更なるご支援を要望致します。

平成 29 年 11 月 13 日

栗東市長 野村 昌弘 様

栗東市農業委員会 会長 武村 秀夫



平成 30 年度 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書

貴職におかれましては、日頃より、私どもの農業委員会活動に対し、ご理解を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年 7 月に福岡県と大分県を中心とする九州北部で発生した集中豪雨や、東日本で続いた長雨など、近年の異常気象は、農作物の生育のみならず、人命や財産にまで被害をもたらしています。本市におきましても、平成 25 年の台風 18 号による甚大な被害は、まだ記憶に新しいところです。

農業関係の法令や国・県・市の基本計画等の多くは、農地が持つ「多面的な機能」の重要性を謳い、農地に対して、農産物の供給の向上や、良好な景観の形成、環境の保全、更には防災面などの機能発揮や維持を求めています。

しかし、その一方で農地の担い手である農業者は、この 20 年で 220 万人へと半減し、またその平均年齢は約 65 歳ともいわれ、急激な減少と高齢化を迎えたことから、農地の保全や農業経営の持続や発展を考えるうえで、非常に深刻な状況にあります。

このような中、昨年 4 月に改正施行された「農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「委員会法」という。）」に基づき、栗東市農業委員会（以下「市農業委員会」という。）も、この 7 月より新しい体制に移行しました。

農業委員並びに新設の農地利用最適化推進委員は、ともに協力し、農業委員会の主たる使命である「農地等の利用の最適化」をより良く果たすため、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の推進に取り組んでいます。

この取り組みにおいて、市農業委員会は、特に「担い手の育成・確保」に対し危機感を抱いており、将来の農業を担う「やる気ある担い手」が、夢と希望を持って農業経営に取り組める環境づくりこそが、「農地等の利用の最適化」の推進をより効率的かつ効果的に実施できるものと考えるところです。

つきましては、委員会法第 38 条第 1 項の規定に基づき、貴職にこの意見書を提出いたします。関係機関と緊密な連携を図り、平成 30 年度の本市予算編成や各種施策の計画・実施に対して、この意見の反映に取り組まれます。

1. 担い手への農地等の利用の集積・集約化について

国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）では、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」をすとして、平成35年を目標に農地集積を促しています。

また、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第7条第2項の規定では、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られているとしている割合を、市内の農地面積に対する担い手への農地利用集積率「70%以上」と謳っています。

このことから市農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定め、担い手への農地集積に取り組んでいます。

集落ぐるみで集落の農地や農業経営のあり方を話し合う「人・農地プラン」の協議の場は、とても重要な機会であり、担い手への農地集積の推進や担い手の育成・確保、優良な農地の保全の基礎となります。

「人・農地プラン」に掲げる担い手と「認定農業者」との整合性を語り、多様な担い手が共存する「持続可能な農業経営」が大切であると考えています。

(1) 優良農地の保全・確保の基本計画について

本市は、都市的発展が進み、また今後も一定期間人口増加が続くと見込まれていることから、今後も住宅地やこれに付随する都市施設等の新たな需要への対応が求められると考えています。

つきましては、農地の利用集積の基礎となる優良農地の保全や、良好な都市環境の形成を目指し、見直し時期を迎えた本市の「農業振興地域整備計画」の変更計画や、都市農業振興基本法（平成27年4月22日法律第14号）に基づく本市の「都市農業振興基本計画」を早急に策定されたい。

(2) 「人・農地プラン」と農地の利用集積の推進について

本市の農地の利用調整は、集落単位が基本です。

集落ぐるみで集落の農地や農業のあり方を話し合う「人・農地プラン」の協議の場は、とても重要な機会です。

「人・農地プラン」策定や変更の話し合いを通じて、土地持ち非農家を含めた良好なコミュニティ機能の維持・再生が必要です。

集落ぐるみで農道・水路等の営農環境の維持など、このことに対する関心が永続的に図れるよう、農作業の永続性を基本とする「農作業機械の集積」などに重点を置く支援策を講じられたい。

また、市農業委員会とともに、担い手への農地の集積や、集落の農地の利用調整機能が発揮されるような支援、農地中間管理機構など関係機関・団体と連携した推進体制、人材の育成・確保を図られたい。

(3) 農地の基盤整備の推進について

優良な農地の確保と有効利用のためには、水資源を含めてその基盤が整備され、附随する水路や農道が十分に整備・維持されることが前提となります。

つきましては、土地改良事業等の農地の基盤をはじめ、水路及び農道等の整備、老朽化施設の維持・改修に対して、引き続き支援を実施されたい。

また、野菜栽培など農業経営の内容によっては、水稻栽培よりも農地の集積負担が少なく済むことから、新規就農への機会を得やすいとも考えます。

地域の実情も考慮し、浅柄野のような畑作換地主体の基盤整備を拡充されたい。

(4) 農地中間管理機構について

農地の集積において重要な機能を担う農地中間管理機構「公益財団法人滋賀県農林業担い手育成基金」に対し、農地を貸し付けた全ての集落や個人に対し、確実に「機構集積協力金」が交付されるよう予算の措置を求めるとともに、現在、年2回実施の農地の貸借受付の回数を増やすよう要請されたい。

2. 新規参入の促進

「新規参入」の促進は、参入地域の営農に対して支障が生じることなく、加えて地域の担い手との適切な役割分担の下に、継続的・安定的に農業経営が行われることが大切です。

また新規参入を促進するためには、現在農業に従事する担い手が、農業経営に意欲を抱く魅力ある環境の整備が重要です。

(1) 新たな担い手の確保・育成対策について

農業への参入条件は厳しく、農業経営者として新たな人材を広く確保する体制が十分整っているとは言えません。

農地を単に大規模農家や企業に経営を集約するだけでなく、市農業委員会とともに、地域の実情に合わせ家族経営や集落営農など、多様な担い手が共存する持続可能な農業経営に取り組まれたい。

つきましては、国・県の補助金等を活用し、就農後の経営改善を支援するために策を講じられたい。

(2) 女性が活躍できる環境づくりについて

これまでから地域農業を担っている女性農業者の役割を再認識し、市農業委員会とともに、女性が意欲的に農業に取り組み、その能力を最大限発揮できるよう、家族経営協定の締結促進や、起業の取り組みなど、社会参画促進の支援を講じられたい。

(3) 魅力ある農業経営への取り組みについて

所得の向上は、大きな魅力のひとつです。

農業所得の向上のためには、法人化の推進や経営コストの削減などの経営改善、事業の複合化や6次産業化など、高度なマネジメント能力の養成が重要です。

つきましては、農業経営者と流通業者・加工業者等とのコーディネートができる人材の確保を図られたい。

加えて新規就農者の成功事例は、新たな就農者の確保に対し勇気を与え、就農への関心が高まることから、市広報等により周知されたい。

(4) 円滑な農業経営の継承について

集落を主体とする農業法人や営農組織においても後継者の不足は課題であり、経営規模・内容ともに優れた経営が散逸してしまうことは地域農業にとって大きな損失です。

農業経営の継承は、機械や施設等の経営資産と営農技術の継承に留まらず、農地とそれに附帯する地域での役割の継承などにも及びます。

後継者に恵まれた場合においても、従業員の雇用としての後継者確保は、従来の家族経営や集落住民の継承と異なる課題を有します。

つきましては、認定農業者や集落営農等の後継者の経営能力を養成する講座を開催するとともに、継承計画の策定など円滑な経営継承が進められるよう支援を講じられたい。

(5) 担い手不在地域の活性化対策の推進について

中山間地域では、後継者のみならず、過疎や高齢化等により農業の担い手そのものの不足が深刻化し、地域活力や集落機能が低下しつつあります。

つきましては、持続可能な農業が営めるよう、集落の再生・自治機能の強化のため、周辺地域の担い手による農作業受委託の促進や、手作り農園の開設等に取り組む仕組みを構築されたい。

また同時に、市農業委員会とともに、新規就農者の受け入れ機運を高め、受け入れの合意形成を支援するなどの環境整備に取り組まれたい。

3. 遊休農地の発生防止・解消

市農業委員会は、遊休農地の発生防止・解消対策として、農地パトロール活動等に取り組んでいます。

平成30年産からの米政策の先行きの不透明さは、農業従事者の不安をあとおり、農業意欲の減退、最終的には耕作放棄への誘因となりかねません。

また、農産物価格の低迷や有害鳥獣被害は、農業者の生産意欲の低下を招き、加えて収用事業による残地(狭小農地)などは、耕作放棄に繋がる要因ともなります。

このことから耕作放棄の発生のメカニズムを分析・理解し、市農業委員会とともに、耕作放棄の発生防止や解消に取り組み、農業の担い手が、引き続き農業経営ができる環境づくりを目指されたい。

(1) 耕作放棄地対策組織の整備と対策制度の充実について

行政・JA・土地改良区など「関係機関が一体となった遊休農地等の解消対策推進体制」を整備されたい。

また、収用事業の残地は、簡易な土地改良整備に取り込まれるなど支援を講じられたい。

なお、耕作放棄地に対しての「ペナルティとしての課税」は、止むを得ない事情がある地権者も見受けられることから、市におかれても慎重な対応を求めます。

(2) 有害鳥獣被害防止対策の充実について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（大正7年法律第32号）に基づき、個体数調整に取り組むとともに、有害鳥獣の駆除に携わる人材の確保も努められたい。

加えて、住み処・隠れ場所となる河川の樹木伐採等に取り組み、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりや、安全性を確保しつつ電気柵及びメッシュ柵の設置の拡大を図られたい。

(3) 持続可能な農業経営対策の充実について

米をはじめ食糧の生産や確保は、社会を健全に維持するうえでの根幹です。

このことから国は、これまで主食である米の生産調整をはじめ、様々な政策を実施し、そのあり方を模索されてきたと考えています。

しかし、平成30年産からの米の生産数量調整は、生産者自らに任せ、国は、その主体性を無くし、専ら米の在庫や自給見通しなど情報提供の立場をとるとしていることから、農業者は、農業経営が成り立たないのではと不安を募らせています。

つきましては、水田農業経営のあり方が、急激に変化することがないように、引き続き水田をフル活用し、麦・大豆のブロックローテーションの生産体制を維持するとともに、市内産米の販路確保等の対策や主食用米以外の米の生産・販売対策の強化、集落経営枠を越えた広域化での経営の指導等、市内の水田農業が維持・発展できるよう十分な対策を講じられたい。

また、現在導入に向けて検討が進められている収入保険制度につきましては、農業者の期待に応える制度設計を求めるとともに、導入に当たっては十分な周知を行い、農業者段階での混乱が生じないように円滑な実施をお願いします。

(4) 食育の推進について

農業・農村は、食料を安定的に供給し、社会基盤を支える重要な役割を担うだけではなく、安全・安心な食材を提供する技術、持続性に優れた生産基盤である水田、世界に評価される伝統的な食文化、美しい農村風景など、すばらしい潜在力を有しています。

中学生チャレンジウイークや、たんぼのこ体験事業をはじめ、農業体験事業を通じて、子どものみならず、広く市民に対し、本市の農業・農村の重要性を学び・参画する「農業者との心のふれあい」の機会を増大されたい。

来年秋に開業を計画されている新たな給食センターに、農業者や市民が期待を高めていることから、本市の「食育基本計画」に基づき、「学校給食の食材」として地元産の食材利用の拡充への、一層の取り組みを求めます。

(5) 学術連携について

市農業委員会では、担い手の確保をはじめ遊休農地対策など市内の農業問題を解決するため、大学等と連携し、課題解決への助言や取り組みが得られないものかと考えています。

つきましては、市農業委員会と大学等との連携について、支援を求めます。

4. 農業委員会組織の体制整備と活動強化に対する支援について

農業委員会が、その主たる使命である「農地等の利用の最適化」をより良く果たせるようにするためには、最大限機能を発揮する組織が必要です。

機能強化を求められる農業委員会の役割が果たせるよう支援を図られたい。

(1) 市農業委員会事務局の体制整備について

委員会法第26条第5項の規定により、事務局の強化を規定していることから、事務局員の人事は、あらかじめ本職と協議されたい。

つきましては、農地の保全・確保や有効利用の促進の基礎となる農地法等法令業務等の的確な処理がなされるよう、専任職員の配置はもとより、必要な知識及び経験を有する職員数の確保並びに、資質の向上に努められたい。

(2) 市農業委員会の活動予算の確保について

委員会法改正に伴う、農地等の利用の最適化への取り組みや、農地台帳公表の義務化、国が全国一元化を目指す農地情報のクラウドシステムの整備、窓口公表事項の閲覧や提供等に関する事務が円滑に処理できるよう、市農業委員会運営の予算の確保を図られたい。